

## 令和4年度社会福祉法人指導監査の実施状況

法人名・施設名	社会福祉法人鳥取こども学園
監査の種類	社会福祉法人指導監査
監査実施日	令和4年12月22日及び23日
実地・書面の別	実地
監査担当課	鳥取県福祉保健部 ささえあい福祉局 福祉監査指導課

### 総評

- ・理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発出すること。
- ・定款変更認可申請について評議員会の議決を受けているにも関わらず、県に対して変更認可申請を行っていないので速やかに変更認可申請手続を行うこと。
- ・そのほか運営面において不適切な取扱いがあるので、法令、定款等にのっとり適切な取扱いを行うこと。
- ・会計面において不適切な取扱いが見受けられるので、社会福祉法人会計基準等に基づき適切に処理すること。

文書指摘事項		是正・改善状況報告
1	<p>令和3年度第1回理事会及び第1回評議員会並びに第7回理事会及び第2回評議員会で定款変更について議決されているにもかかわらず、当該定款変更に係る認可申請が行われていなかった。</p> <p>については、速やかに県に対し定款変更認可の申請を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第31条、法第45条の36)</p>	<p>令和5年2月6日認可申請を行い2月20日付け認可、2月28日変更登記完了した。</p>
2	<p>鳥取みどり園給食室増築・改修工事の完成により基本財産である建物の面積が増加しているにもかかわらず定款変更届出の手続が行われていなかった。</p> <p>については、基本財産の増加に関するものについては、速やかに評議員会の議決を受け、定款変更の届出を行うこと。</p> <p style="text-align: center;">(法第31条、法第45条の36、規則第4条)</p>	<p>令和5年3月25日開催の評議員会へ提案し承認されたので、今後速やかに定款変更の届出を行う。</p>
3	<p>評議員会の招集通知を評議員会の1週間前(中7日間)までに評議員に通知していなかった。</p> <p>については、評議員会の招集通知は評議員会の1週間前(中7日間)までに書面又は電磁的方法(電子メール等)により通知すること。</p> <p>なお、電磁的方法により通知する場合には、評議員の承諾を得なければならないことを申し添える。</p> <p style="text-align: center;">(法第45条の9第10項により準用される一般法人法第182条)</p>	<p>第2回評議員会の開催にあたり電話・メール等で日程調整を行っており、今後は早期に開催日を決定し通知を行うよう改善する。</p>

4	<p>一部の評議員及び役員の候補者について、欠格事由に該当しないか、各評議員又は各役員と特殊の関係にないか、暴力団員等の反社会的勢力の者でないかについて、確認を行っていなかった。</p> <p>また、選任後に欠格事由等の確認書を選任後に徴している者があった。</p> <p>については、評議員及び役員の候補者本人から、履歴書及び誓約書等を事前に書面で徴し、欠格事由に該当しないか、選任の要件に該当するか等の確認を行うこと。</p> <p>(法第40条第1項、第44条第1項により 準用される第40条第1項) (審査基準第3の1(5)、(6))</p>	<p>一部の役員について書類の徴収もれがあり、また役員更新にあたり事前確認等進め方に誤りがあり、次回は事前の承諾と事前の書類作成に努める。</p>
5	<p>評議員及び役員の選任等に関する書類について、次のような不備が見受けられた。</p> <p>① 役員について就任承諾書を徴収していない者があった。</p> <p>② 評議員及び役員の候補者について、履歴書を徴していない者があった。</p> <p>③ 令和3年6月24日に決議があったものとみなされた評議員会における理事の選任に関する提案において、社会福祉事業の経営に識見を有する者及び地域の福祉の実情に通じている者である理事候補者が選任案に明示されておらず、理事のうち社会福祉事業の経営に識見を有する者及び地域の福祉の実情に通じている者が含まれているか客観的に確認できない内容となっていた。また、監事候補者について、社会福祉事業又は財務管理について識見を有することによる選任の要件を客観的に確認できない内容となっていた。</p> <p>については、評議員及び役員の選任等に関する書類について、選任の要件が客観的に確認できるように適切な取扱いを行うこと。</p> <p>(法第39条及び第44条第4項、第5項) (審査基準第3の2(2)、3(2)、4(2))</p>	<p>一部の方について書類の徴収もれがあり、また評議員会への提案に不備があったもので、令和5年更新時に向け理事及び監事の名簿を整理した。</p>
6	<p>理事会を招集する場合は、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に対して通知を発しななければならないところ、1週間(中7日間)以上前までに通知を発していなかった。</p> <p>については、理事会の日の1週間(中7日間)以上前までに各理事及び各監事に通知を発すること。</p>	<p>指導監査後に開催した第5回理事会より、招集通知を発出するよう改善した。</p>

	<p>なお、通知の方法は書面でも口頭でも差支えないが、口頭により招集を通知した場合には議事録に記録を残しておくこと。</p> <p>おって、本件については前回も同様の文書指摘をしており、その際貴法人は「今年度は計画どおりで資料も事前送付に努め、招集通知を省略したが、招集通知発出の際は適正に行う。令和2年度において、口頭での招集事案が1回あり口頭の記載が漏れており、今後の議事録作成時には改善する。」と回答されているが改善されていないので、必ず改善すること。</p> <p>(法第45条の14第9項により準用される一般法人法第94条第1項)</p>	
7	<p>社会福祉法人会計は、その公益性に鑑み予算準拠主義が求められるところ、幼保連携型認定こども園、乳児院、自立援助ホーム1及び障がい福祉サービス事業1拠点区分において決算額と予算額に大きな乖離がある科目があった。</p> <p>ついては、予算の変更がある場合には、必要額を精査した上で補正予算を調製し、理事会の承認を受けること。</p> <p>(留意事項2(2))(定款第32条第1項)(経理規程第21条)</p>	<p>決算額と予算額が大きく乖離しないよう補正予算を調製する。</p>
8	<p>令和3年6月9日にA社代表取締役から50,000円の寄付を受け入れているが、令和3年9月1日に同社と鳥取みどり園給食室増築・改修工事の契約を締結していた。また、たんぼぼ改修工事(令和4年1月契約)を行ったB社からも令和3年11月9日に500,000円寄附を受け入れている。</p> <p>社会福祉法人は、公益性が高い法人として公費の投入や税制優遇を受けていることから、法人の資金使途は透明性が求められるところである。</p> <p>また、社会福祉施設の整備を行う法人が、国庫補助を行うために契約を締結した相手方から多額の寄付を受けることについては、共同募金会を通じた受配者を指定した寄付金を除いて禁止されており、県及び市町村補助事業においても同様であることから、厳に慎むこと。</p> <p>なお、みどり園給食室増築・改修工事及びたんぼぼ改修工事における国庫補助又は県及び市町村の補助の充当状況を確認の上、充当されている場合当該補助金所管部局と交付された補助金の取扱いについて協議し適切に処理すること。</p> <p>(徹底通知5(2)イ)</p>	<p>常に留意している。</p> <p>鳥取みどり園給食室増築・改修工事は、補助対象は既存部分の改修のみであり、対象外部分へ指定寄附金を充てる旨、寄付金総額とともに鳥取市担当者と協議済であることを書面で確認した。(50,000円は指定寄附に含む)</p> <p>たんぼぼ改修は補助金を得て行った工事だが、寄附受入拠点とは別であり、寄附金の充当は行っていない。</p>
9	<p>障がい福祉サービス事業1及び2拠点区分について、就労支援事業別事業活動明細書及び就労支援事業製造原価明細書が様式に従って作成されていないので、様式に従って作成すること。</p> <p>(会計省令第30条第1項)</p>	<p>様式に従って作成する。</p>

	(運用上の取扱い 26、別紙 3 (⑮、⑯))	
10	<p>計算書類に対する注記の重要な会計方針について、以下のような不備があった。</p> <p>① 棚卸資産の評価基準及び評価方法について、個別法に基づく原価法により評価すると規定されているにもかかわらず、計算書類に対する注記には最終仕入原価法による原価法と記載されていた。</p> <p>② 引当金の計上基準について、退職給付引当金が貸借対照表に計上されているにもかかわらず、計算書類に対する注記には退職給付引当金について記載がなかった。</p> <p>については、計算書類に対する注記と経理規程の整合性を図ること。 (経理規程第 45 条第 2 項、第 56 条)</p>	<p>注記と経理規程の整合を図る。</p>
11	<p>児童家庭支援センター拠点区分貸借対照表について、現金預金がマイナスで計上されていた。</p> <p>については、計算書類に記載する金額は、原則として総額をもって表示されるよう是正すること。 (会計省令第 2 条の 2)</p>	<p>拠点区分間貸借の年度内精算が困難だったため、貸借対照表上にマイナス表記となったものであり、今後は改善する。</p>
12	<p>前期末支払資金残高については、あらかじめ理事会の承認を得た上で、当該施設又は同一法人の運営する第 1 種社会福祉事業及び第 2 種社会福祉事業の運営に要する経費(人件支出及び事務費支出)に充当することができる場所、乳児院拠点区分の前期末支払資金残高から、公益事業の企業主導型拠点区分へ繰り入れられた 4,283,000 円のうち 2,997,000 円について、運営を要する経費でない長期運営資金借入金償還支出に充当していた。</p> <p>については、過年度修正等必要な処理を行い是正するとともに、今後は適切な会計処理を行うこと。 (弾力運用局長通知 4)</p>	<p>繰入の内容を精査し、併せて各拠点の資金保有状況も鑑み繰入を実施する。</p>
13	<p>児童心理施設拠点区分から障がい福祉サービス事業 1 拠点区分へ前期末支払資金残高を取り崩して 2,000,000 円繰入しているが、理事会での承認日が令和 4 年 6 月 8 日と年度終了後になっていた。</p> <p>については、前期末支払資金残高は、あらかじめ理事会の承認を受けた上で他の社会福祉事業に充当できるものであるため、理事会での事前承認を徹底すること。 (弾力運用局長通知 4)</p>	<p>あらかじめ補正予算の提案を行うよう改善する。</p>

14	<p>児童心理治療施設拠点区分から児童家庭支援センター拠点区分に拠点区分間貸付を行っているが、年度内に精算が行われていなかった。</p> <p>運営費の同一法人内における各拠点区分間への資金の貸借については、当該法人の経営上やむを得ない場合に、当該年度内に限って認められるものであるため、年度内に精算を行うこと。</p> <p>(弾力運用局長通知 5 (2))</p>	<p>補助金事業は支払資金を 0 円にする旧来の考え方を改め、支払資金残高を保有することで改善する。</p>
15	<p>幼保連携型認定こども園拠点区分事業活動計算書について、基本財産の建物である鳥取みどり園給食室増築・改修工事に係る施設整備等寄附金収益が計上されていたが、基本金への組入額は計上されていなかった。</p> <p>については、社会福祉法人の設立並びに施設の創設及び増築等のために基本財産を取得すべきものとして指定された寄附金の額は、基本金へ組み入れること。</p> <p>(運用上の取扱い 11)</p>	<p>基本財産の増築等で施設整備等寄附金収入がある場合は留意する。</p>
16	<p>児童養護拠点区分の普通預金について、会計年度末における総勘定元帳の普通預金残高と銀行預金残高証明書の残高が一致していなかったが、これは令和 4 年 3 月 25 日に職員駐車料（職員互助金）を誤って児童養護施設の普通預金から支払い令和 4 年 4 月 14 日に返金されていたことが原因と推察される。</p> <p>については、年度決算については、資産が実在し、評価が正しく行われていることを確認し、これに基づいて適切に資産の計上を行うこと。</p> <p>(経理規程第 59 条)</p>	<p>誤って積立用通帳から処理していたため気づきが遅れたもので、今後は注意する。</p>
17	<p>建物を C 理事から月額 10 万円で賃借しているが、当該不動産は社会福祉事業の用に供されておらず、賃借の必要性について疑義がある。</p> <p>については、当該不動産の賃借理由を明らかにし、法人の事業運営に不要である場合速やかに契約解除に向けた手続をとること。</p> <p>また、本件賃借は特定の理事に対する特別の利益の供与の可能性があることから、次の事項についても併せて明らかにすること。</p> <p>(1) 本件賃借が法人の事業運営に必要である理由が明らかである場合 賃借目的を達成する方法が C 理事からの賃借しかなく、かつその費用が妥当であること。</p> <p>(2) 本件賃借が法人の事業運営に必要である理由が明らかでない場合 本件賃借が C 理事に対する特別の利益の</p>	<p>指摘事項について、当初契約した内容の確認とその後の利用状況について理事会及び評議員会に説明し、事務局で作成した案について検討したが、法人理念に沿ったものであり、特別の利益供与には当たらないと判断された。また、物件の賃借及び費用についても、支援内容に理解がある者で格安物件は他にはなく妥当であるとも判断された。ただし、疑義が生じる事案であるため、令和 4 年度をもって契約を解除する。</p>

	<p>供与に当たるか否か、また当たると判断した場合の取扱い及び責任の在り方について理事会及び評議員会で検討の上、その結果を当庁に報告すること。 (法第 27 条) (審査要領第二 (7))</p>	
--	--	--